

日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト申請支援業務

# 業 務 仕 様 書

令和 6 年8月

社会福祉法人旭川荘

ひらた旭川荘

この「業務仕様書」は、社会福祉法人旭川荘（以下「当法人」という。）が応募する「日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト」への応募申請に係る支援業務（以下「本業務」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務の概要

### (1) 目的

当法人は、ひらた旭川荘の将来に向けた再整備の一環として、日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクトの活用により、児童発達支援センターわかくさ学園いちごの移転・新築、旧わかくさ学園建物の改修・活用を主軸とし、併せて地域住民、施設利用者等が集い、心地良く過ごせる空間・拠点の整備に必要となる改修・整備等を令和8年度において実施することを計画している。

基本コンセプトは、日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト事業の目的に鑑み、「建築デザインの力を活かし、地域に開かれた魅力ある場所として地域社会に貢献し、地域の人たちから愛され地域福祉の拠点となるひらた旭川荘の整備」を実現するために知識、技術、経験を有する優れた設計者と協働し、効果的で実効性の高い計画を策定することを目的とする。

### (2) 業務概要

当法人との協働による第5回日本財団みらいの福祉建築プロジェクト（令和7年度募集）への設計者としての申請業務

### (3) 業務件名及び数量

「日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト申請支援業務」一式

### (4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

## 2 業務内容(仕様)

### (1) 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクトへ応募する設計デザインの共同作成

下記の内容をA2サイズ（420mm×594mm）2枚に表現し、PDFデータ（2枚で1ファイルとし、10MB以内）を作成する。

ア 設計コンセプト（説明図、概念図等も適宜使用可）

イ 図面（平面図・立面図・断面図・配置図、外構計画等。縮尺は自由）

ウ 主要な内観、外観及び外構計画イメージ図（縮尺は自由）

### (2) 建築工事及び設計に関する費用の見積書作成

### (3) 最終審査におけるプレゼンテーション

## 3 契約に関する条項

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部または本業務の企画もしくは制作等を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号または名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を当法人に対して書面で報告しなければならない。

## (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 当法人は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 当法人は、上記「(1)再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、当法人に対して書面により通知しなければならない。

## (3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

## (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から当法人に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、当法人が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

## (5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例を遵守しなければならない。

## (6) 委託金額

本業務の委託料は、4,000,000円（税込）以内とする。

## (7) その他

ア 本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに当法人と協議を行うものとする。

イ 本業務が採択された場合は、設計業務（実施設計等）及び工事監理業務を継続して委託すること年、詳細については別途協議を行うものとする。